

監査公表第 9 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した、教育委員会各課及び各機関に係る定期監査の結果を同条第 9 項の規定により、別添のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 31 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
	同	橋	本 幸 夫
	同	小	川 三 郎

記

1 監査の実施日

平成18年9月26日(火)、9月27日(水)

2 監査の対象

教育委員会

総務課・小学校・中学校、学校教育課・ハートフルスクール・幼稚園・学校給食センター、生涯学習課、生涯学習センター・図書館・プラザ萬象・少年愛護センター・少年自然の家・各公民館、文化課・市民文化センター・博物館・みなとつるが山車会館、スポーツ振興課・総合運動公園・市立体育館・武道館(以下「各課等」という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、プラザ萬象団体室の2室を嶺南広域行政組合事務局が、南公民館3階を敦賀観光協会が、西公民館の1室を敦賀市文化協会がそれぞれ使用しているが、各室の使用に伴う電気料等負担すべき必要経費を徴収されたい。

5 各課等の予算執行状況は別表1～16のとおりである。(添付省略)